

選挙管理委員会からのお知らせ

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止です

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。

特に、⑤以外の項目で処罰されると、公民権停止*の対象になります。ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※選挙への立候補や選挙運動への参加、投票などが禁止されること

- ①政治家の寄附の禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④後援団体の寄附の禁止
- ⑤年賀状などのあいさつ状の禁止
- ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止



みんなで徹底「三ない運動」

- 1 贈らない!
- 2 求めない!
- 3 受け取らない!

● 次のものも、政治家の寄附禁止の対象です

- ・秘書などが代理で出席する場合の結婚祝や葬儀の香典
- ・地域の運動会や町内会の集会・旅行・祭りなどの催し物への寄附・差し入れなど
- ・落成式や開店祝などの花輪
- ・葬儀のしきび・供花
- ・病気見舞
- ・お歳暮・お年賀
- ・入学祝・卒業祝

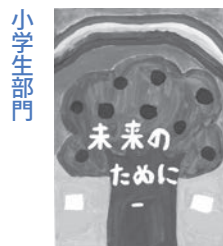


問 市選挙管理委員会（3階、総務課内） ☎561-2301、FAX561-2483

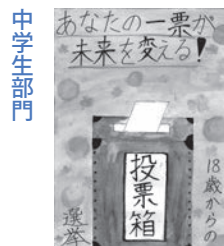
「明るい選挙啓発」入選作品の紹介

選挙を身近に感じてもらうために、啓発ポスターなどを募集したところ、ポスター8点、標語4点、4コマ漫画5点の応募がありました。

ポスターの部 最優秀



▲柿ノ木志希乃さん（南笠東小3年）



▲松宮琴美さん（玉川中3年）

標語の部 最優秀

「一票で、あなたの思い、生かされる」

▲松田博さん（矢橋町）

4コマ漫画の部 最優秀



▲田中美帆さん（野路五）

もしかして、控えてませんか？

- ・かかりつけ医への相談
 - ・がん検診
 - ・予防接種
 - ・生活習慣病の健診、受診
- 乳幼児の予防接種を遅らせると、免疫がつかのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。また、生活習慣病やがんの早期発見には、定期的なけん診と適切な受診が大切です。健康が気になる今だからこそ、かかりつけ医に相談し、予防接種や、けん診を受けましょう。

問 健康増進課（2階）

☎561-2323、FAX561-2482

高齢者のインフルエンザ予防接種は年内に！

高齢者インフルエンザ予防接種は12月31日(木)までです(医療機関により実施最終日が異なります)。接種料免除の申請受付は、接種日の1週間前(最終は12月22日(火)到着分)までに申請してください。

問 健康増進課（2階）

☎561-2323、FAX561-2482

予防接種の接種間隔ルール変更

予防接種の接種間隔のルールが一部変更になりました。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

問 健康増進課（2階）

☎561-2323、FAX561-2482



地区計画案の縦覧

- ①下物町地区計画案
 - ②東海道草津宿本陣地区計画案
- 対象地区内に土地を持っている人と、利害関係がある人は、意見書を提出できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
- 縦覧期間：12月1日(火)～14日(月)
提出期間：12月15日(火)～21日(月)
縦覧と提出場所：都市計画課（土・日曜日、祝日は1階守衛室）
- 問 都市計画課（4階）
☎①561-6802、②561-6507
FAX561-2486
✉tokei@city.kusatsu.lg.jp

来年2月からの乳幼児健診(集団)の受付時間は予約制になります

来年1月4日(月)から、「草津市乳幼児健診(集団)ネット予約」を開始します。2月以降の「10カ月児、1歳6カ月児、2歳6カ月児、3歳6カ月児健診」の受診予定者は各自のスマートフォンやパソコンなどからネット予約をお願いします。

対象者には、予約方法など詳しい案内を随時お送りします。ネット予約が難しい人は、電話での予約もできますので、お問い合わせください。

他・予約は健診対象月の1カ月前から可能

・来年1月末までの受診者は予約不要

申・問 子育て相談センター

（さわやか保健センター3階）

☎561-2331、FAX561-2491

凍結破裂に注意！水道管の冬支度をしましょう

凍結を防ぐには

屋外でむき出しになっている水道管や蛇口には、厚手の布などの保温材を巻き、その上からビニールを巻いて、保温材が濡れないようにしましょう。

凍結したら

タオルなどで覆って、ぬるま湯をかけ、ゆっくり溶かしてください。熱湯は厳禁！

破裂したら

敷地内のバルブを閉めて水を止めた後、破裂した部分に布テープをしっかりと巻き付けて応急措置をします。市ホームページに掲載の市指定給水装置工事事業者へ連絡して、修理してください。水道メーターから宅内側にある水道管の破裂の修理費や漏水の料金は、使用者の負担となります。道路上や水道メーターまでの漏水は市が修理しますので、ご連絡ください。

問 【水道管の冬支度】

給排水課（2階）

☎561-2443、FAX561-2481

【道路の漏水】

上下水道施設課（2階）

☎561-2402、FAX561-2481

守衛室 ☎561-2499

（17:15～翌日8:30、休日）



65歳以上の人の所得税、市県民税の障害者控除

身体障害者手帳などを持っていない65歳以上で、次のいずれかに該当する人は、税の障害者控除の対象になる場合があります。

- ・介護認定が要介護1以上の人で、身体障害者（6級以上）・知的障害者（軽度以上）の状態に準ずる人
- ・6カ月以上寝たきり（歩くことができない、座位が保てない）の人（本人の状態により対象にならない場合があります）

税申告の際は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。令和2年分の確定申告に提示される場合は、早めに認定手続きをしてください。

すでに、「障害者控除対象者認定書」を持っていて、状態が変わっていない場合は、手続きは不要です。

申・問 長寿いきがい課（1階）

☎561-2362、FAX561-2480

いきいき百歳体操マップ完成しました！

多くの人の意見を受け、市内約120カ所、約2,500人が参加している、いきいき百歳体操の活動場所がマップになりました！

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 市内に在住か通勤、通学している人

問 長寿いきがい課（1階）

☎561-2372、FAX561-2480



12月4日(金)～10日(木)は人権週間

問 人権政策課（6階） ☎561-2335、FAX561-2488

みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

今年は、世界人権宣言から72年。明るく暮らせる社会をつくるために、一人一人が人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重する意識を持つことが大切です。

人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい

12月6日(日)に開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止と、参加者の健康と安全を考慮し、中止となりました。

12月10日(木)～16日(水)は北朝鮮人権侵害問題啓発週間
拉致問題や、その他北朝鮮当局による人権侵害問題などについて、関心と認識を高めましょう。